

# 平成25年度予算見積調書

課室名：河川砂防課  
 担当名：新河岸川・荒川下流域担当  
 内線：5144 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B118	市町村治水事業費負担金		一般会計	土木費	河川費	河川改良費	市町村治水事業費負担金	
事業期間	昭和63年度～ 平成30年度	根拠法令	河川法第16条の3 河川法第65条の2		戦略項目 分野施策	010503 治水・治山対策の推進		
1 事業概要			5 事業説明					
<p>河川法第16条の3の協議に基づき、河川管理者に代わり、河川改修事業を実施しているところである。河川管理者に代わり、事業を推進している市町村に対し、河川管理者としても河川法第65条の2に基づき、計画的・継続的に支援していく必要がある。</p> <p>市町村治水事業費負担金                      (1)川口市事業(芝川、辰井川)119,000千円                      (2)桶川市事業(江川)1,000千円</p>			<p>(1) 事業内容                      ア 川口市事業(芝川、辰井川) 119,000(千円)                      芝川の護岸整備の推進、辰井川の用地取得                      イ 桶川市事業(江川) 1,000(千円)                      事業計画のための測量設計</p> <p>(2) 事業計画                      河川管理者(県)に代わり、市町村が事業主体となって河川整備を推進しているため、計画的・継続的に支援を行う。</p> <p>(3) 事業効果                      河川の改修を進めることにより、洪水等から地域住民の安全を守るとともに、環境整備を図ることによる、生活環境の保全を図ることが可能。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況                      河川管理者(県)に代わり市町村が河川事業を行うことにより地域のニーズをより反映させた河川改修や環境整備が可能。また、辰井川においては区画整理事業と連携し、地域づくりと連携した河川整備を進める。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：市町村 費用負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3								
3 地方財政措置の状況								
地方債措置あり 河川事業債(一般公共事業債) 充当率 概ね90%								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
(1)事業費に係る人件費 2,850千円(0.3人) (2)組織の新設、改廃及び増員なし								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	120,000	県 債					0	60,000
前年額	60,000						0	